

事業系ごみの 適正処理のご案内

目 次

1	海老名市の現状	1
2	事業系ごみ減量化施策	3
3	事業者の責務	5
4	事業系ごみについて	7
5	事業系ごみの分け方	13
6	自治体への報告書類	17
7	取組事例、分別内容等	19
8	まとめ	27

**事業系ごみの減量化が必要です！
引き続きご協力をお願いします。**



海老名市イメージキャラクター
えび〜にゃ



1 海老名市の現状

ごみの減量化が喫緊の課題となっている状況において、平成30年9月に「海老名市家庭系ごみ減量化基本方針」を策定し、家庭系ごみの減量化策として、ごみの一部有料化、戸別収集、剪定枝の資源化を令和元年9月30日から開始しました。

また、令和元年5月に「海老名市事業系ごみ減量化基本方針」を策定し、事業系ごみについても取組みを開始し始めたところです。

現在、家庭系ごみについては上記施策の効果により、減量化目標値を達成できている状況にありますが、事業系ごみについては削減が急務となっています。

(1) ごみの焼却量

ごみの焼却量とは、家庭系ごみ、事業系ごみ、し尿処理等の残渣などを合わせた数値であり、年間のごみ焼却量の目標を次のとおりとしています。

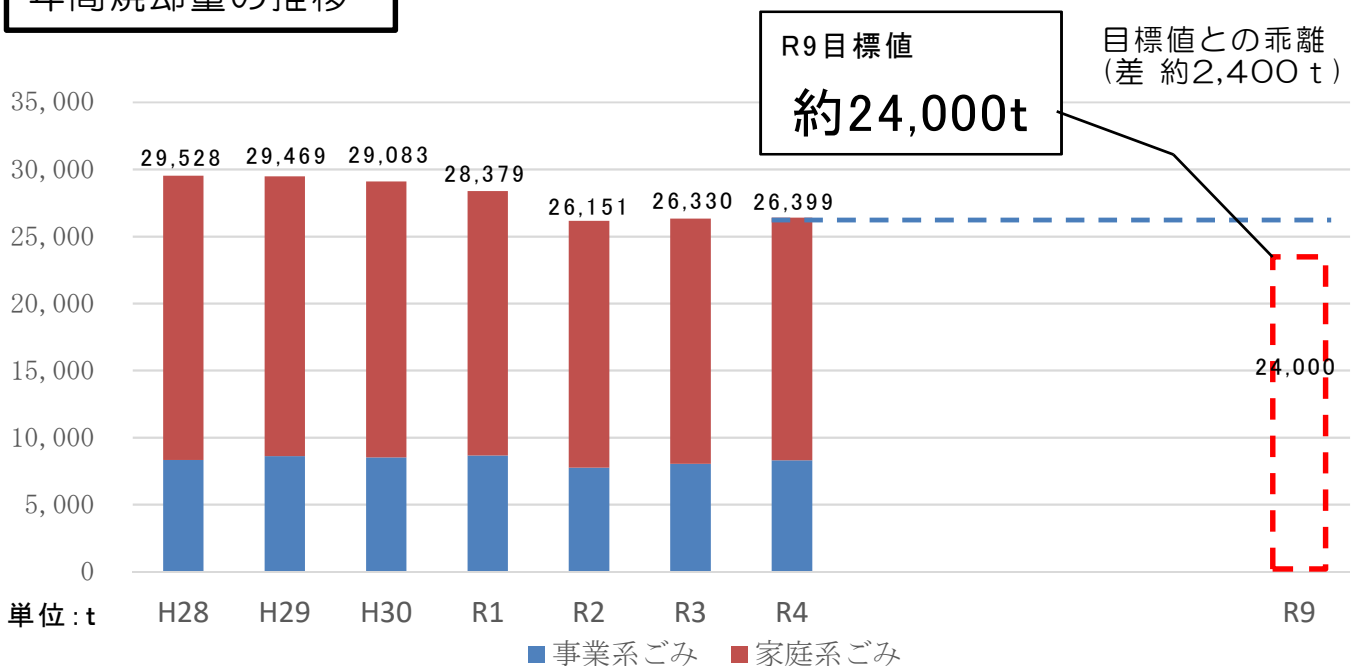
年間焼却量の目標値

令和9年度(計画目標)⇒**約24,000t/年**[平成12年度比約26%削減]

平成22年度から増加傾向に推移していましたが、令和元年度に実施した家庭系ごみの一部有料化・戸別収集により、大幅な減量化が図られました。しかし、市の一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)で定める令和9年度計画目標値に対しては、未だ**約2,400 tの乖離**が生じています。

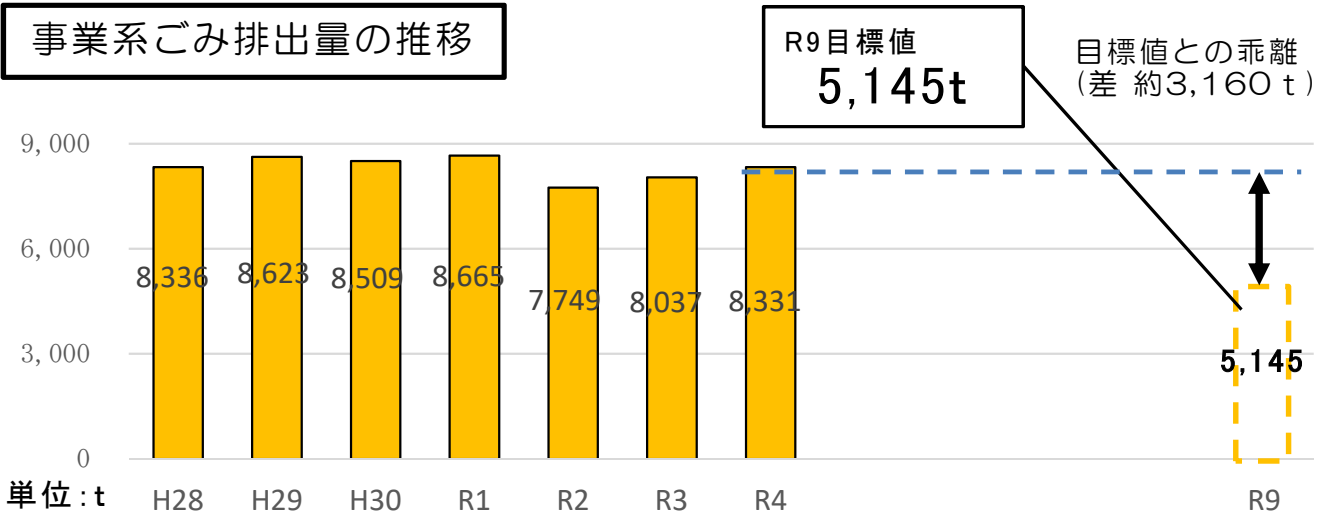
現在の年間焼却量における家庭系ごみと事業系ごみの比率は、家庭系ごみが約7割、事業系ごみが約3割となりますが、徐々に事業系ごみの割合が増えています。

年間焼却量の推移



(2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、まちのにぎわい創出により年々増加しております。一時期新型コロナウイルス感染症拡大により、排出量が減りましたが、当該感染症が5類に移行したことで、事業活動も今までの状況に戻り、合わせて排出量も戻りつつあります。基本計画で定める令和9年度計画目標値に対し、未だ約3,160 tの乖離があり、分別徹底などによる適正処理などのごみの減量化への取組が急務となります。

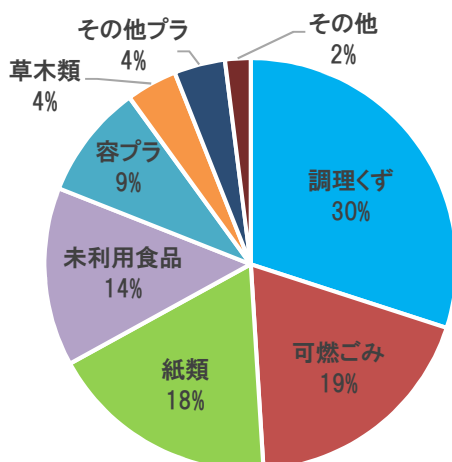


(3) 組成分析結果(ごみの内容物検査)

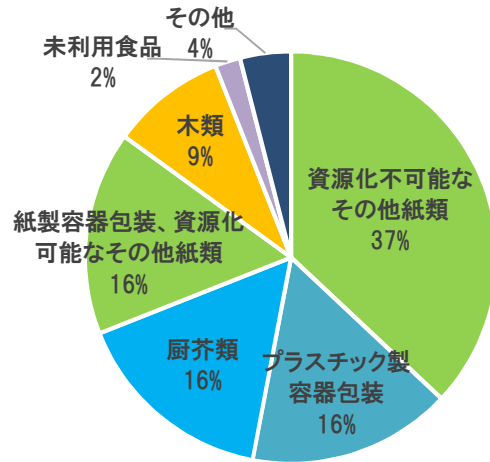
令和4年度に本市が実施した事業系ごみの組成分析結果は、次のとおりです。全体の重量比で厨芥類(未利用食品、調理くず)が約44%、資源化可能な紙類が約18%、草木類が約4%、本来産業廃棄物として処理される廃プラスチック類(容プラ、その他プラ)が約13%含まれています。

なお、基本計画(令和4年度改定)に記載されている組成分析結果を見ても、厨芥類(未利用食品含む)が約18%、紙類(紙製容器包装、資源化可能なその他紙類)が約16%、草木類が約9%、廃プラスチック類が約16%となっており、市が実施した組成分析結果同様に資源物や産業廃棄物の混入割合が高いという結果になっています。

**市で実施した組成分析結果
(事業系ごみ)**



**基本計画改定(R4)に伴い実施した組成分析結果
(事業系ごみ)**



2 事業系ごみ減量化施策

海老名市では事業系ごみの減量化が喫緊の課題となっています。座間市、綾瀬市、高座清掃組合と協力し、さまざまな方法で事業系ごみの減量化を図っています。以下では、現在のごみ減量化施策について紹介します。

(1) 事業系ごみ搬入手数料の引き上げ

10円/kgアップ決定

高座清掃施設組合では、10年以上にわたりごみ処理単価の改正が行われておらず、現行の手数料と廃棄物処理に係る費用との差額を解消し、受益者負担の適正化を図るため、令和5年6月30日の高座議会において、次のとおり手数料の改正を行いました。

現行	令和6年4月1日～	令和8年4月1日～
250円 (10kgあたり)	<u>300円</u> (10kgあたり)	<u>350円</u> (10kgあたり)

搬入手数料を引き上げることは、排出事業者側で支払う処理料金も上がることになり、ごみ量が処理費用に直接影響を与えると共に、分別徹底による民間資源化施設への誘導を図るなど、高座クリーンセンターへ搬入される事業系ごみの大幅な減量が期待できます。

ごみ処理費用圧縮のためにも、ごみ分別や処理方法の工夫などを行ってください。



ごみの減量化・資源化の取組方法を探してみましょう！

○事業所の分別を工夫したい

[事業系ごみの分け方](#) (P13～) や [取組事例](#) (P19・20) などを参考

○厨芥類などの生ごみを減らしたい

[食品リサイクル](#) (P14) や [生ごみ処理機の補助・貸出制度](#) (P15) を活用

○資源物の分別を考えたい

[紙類・廃プラスチック類・金属類の資源化](#) (P16) などを確認

(2) 排出事業者への訪問指導

排出事業者に対するごみの適正排出、分別の徹底等の指導には、その事業者の廃棄物処理の実態を把握することが重要です。そのため、実際に事業者の店舗や事務所に訪問して、状況に応じた指導を行うことで、不適正な排出や未分別の状況が改められ、ごみの減量化が推進されます。

この指導についても、1回きりの指導では効果が薄れていく可能性があるため、定期的に行う必要があります。

現在海老名市では、海老名市で定める多量排出者（P17参照）を対象に、指導計画に基づき訪問指導を行っています。

指導に当たっては、ごみ集積場所の分別状況やリサイクルの状況などを確認しながら、分別の仕方や民間資源化施設の紹介なども行うことがあります。

食品リサイクルチラシ



訪問指導

(3) 搬入物検査の強化

以前から高座クリーンセンターでは、缶やびんなどの不適物が混入されているほか、組成分析結果（P2）より紙類などの資源化可能な製品が多量に混入している状況です。また、本来搬入されてはならない産業廃棄物（廃プラスチック）の混入も多く見受けられます。

そのため、高座クリーンセンター内で搬入物検査を行い、不適物などが発見された場合は、搬入してきた事業者や排出事業者に対して適正排出指導を行うと共に、悪質なケースについては、ごみの持ち帰りや搬入を停止するなどの措置を行うことで、適正排出・分別徹底を図ります。

搬入物検査実施状況



3 事業者の責務

(1) 事業者の責務

事業者には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及び「海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）で次のような責務があると定められています。

- 事業活動に伴って生じる廃棄物を、自らの責任において適正に処理する。
特に、産業廃棄物の処理は、処理業者に委託する場合であっても、廃棄物が適正に最終処分（埋立処分、再生など）されるまでの最終的な責任は事業者が負う。
- 事業活動に伴って生じる廃棄物の再生利用等を積極的に行い、減量に努める。
- 物の製造、加工、販売の際に、その生産物が廃棄物となった場合には、処理が困難にならないようにする。
- 廃棄物の減量や適正処理について、国や地方公共団体の施策に協力する。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】(抜粋)

(事業者の責務)

- 第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例】(抜粋)

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等適正な処理方法についての情報を市民に提供し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を積極的に利用すること等により、資源化に努めるとともに、廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないよう必要な措置を講じ、その回収等に努めなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(2) ごみ減量による事業所のメリット

ごみを減量することにより、事業者には次のような効果が期待できます。

1 企業のイメージアップ

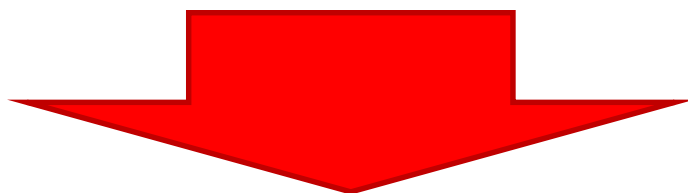
世界的に環境問題への関心が高まっている現在、事業所全体でごみの減量化等に積極的に取り組んでいるということは、SDGsへの取り組みにも当たり、環境に配慮している企業というイメージアップにつながります。

2 コスト削減・効率化

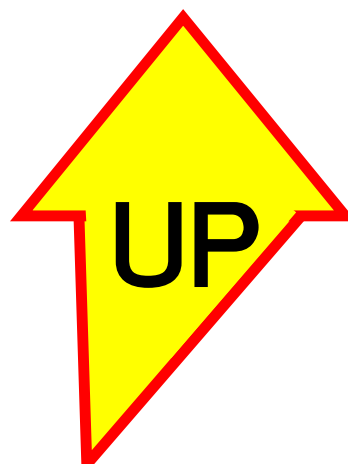
事務用品やエネルギーの無駄づかいを減らすことにより、経費削減が期待できます。また、ごみを出さない職場づくりを目指すことで、職場の効率化、製造工程等の合理化など、経営の効率化が見込まれます。

3 社員・従業員の意識改革

「環境」という新しい社会のニーズに対応していくことで、社員・従業員の環境への意識改革を図ることができます。



ごみの減量化は、
企業価値を高めることにもつながります！



4 事業系ごみについて

事業系ごみとは、法人・個人・営利又は非営利団体などが行う会社・工場・商店・飲食店・事務所・学校・病院などの事業活動により排出されるごみの全てを指します。

事業系ごみは、ごみ集積所に出すことはできません。

また、事業者は事業系ごみを分別し、適正に処理する責務（P5）が法律上定められており、**コンプライアンス（法令遵守）**の観点からもごみの適正排出は重要となります。

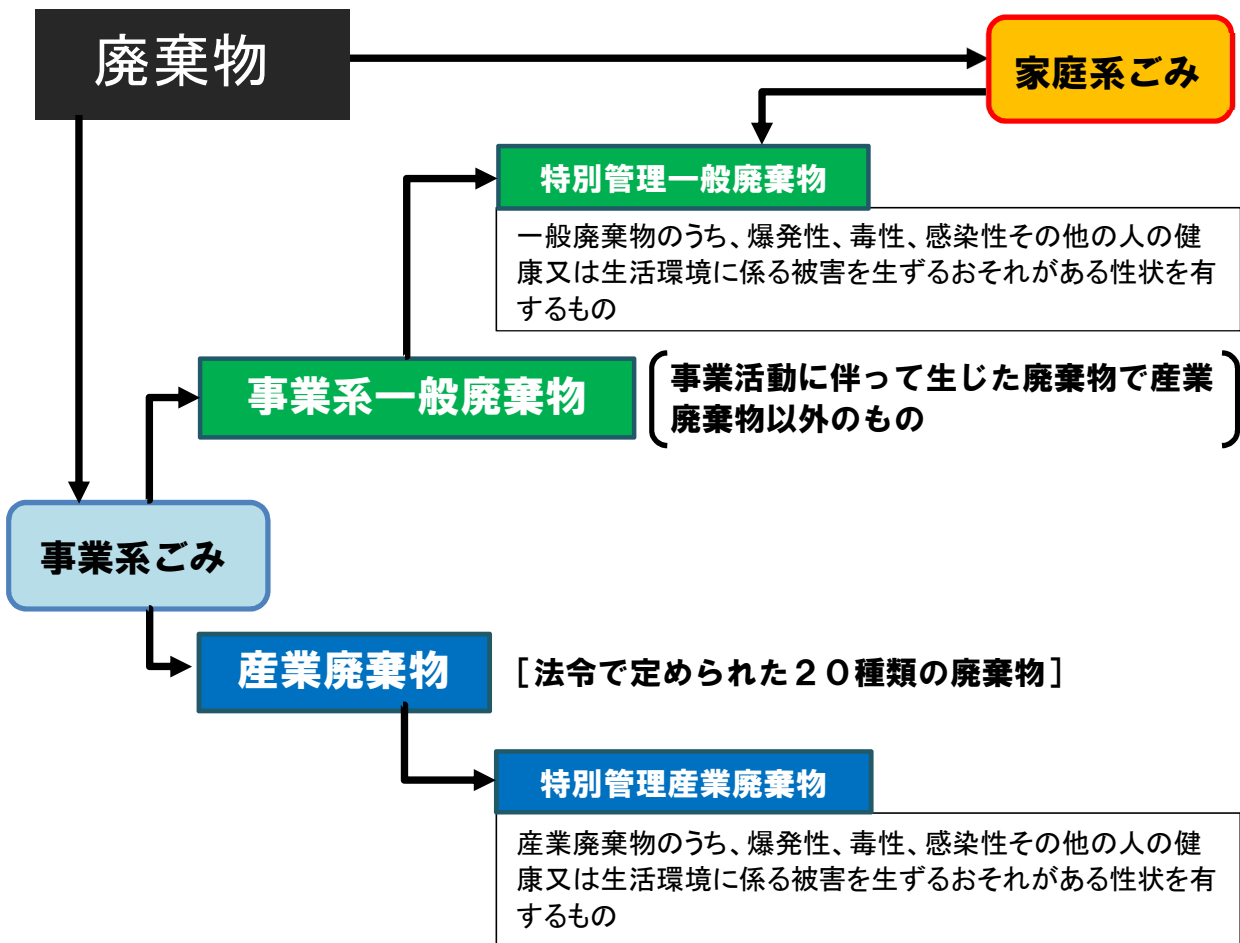
事業系ごみを適正に処理するために、次の事項に注意してください。



(1) ごみの分別

事業系ごみは、**産業廃棄物**と**事業系一般廃棄物**の大きく2種類に分けられます。

【廃棄物の区分】



◆事業系一般廃棄物とは◆

事業所から排出される廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。

【高座清掃施設組合・廃棄物受入基準】

受入可能なもの (高座清掃施設組合で受け入れるごみは、 事業系一般廃棄物のうち可燃ごみのみ です。)	
品目	性状及び形状
紙類	ダンボール、新聞、雑誌等、資源化可能なものを除く。 厚いダンボール紙等のロール芯を除く。 ※ロール紙については、別途協議
剪定枝	太さ10cm、長さ50cm以内に切断することとし、ごみ収集袋（90リットル以内）に入れるか、ひもで結ぶこと。 結ぶ場合は、束の直径25cm以内とすること。 ※破砕の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。
枯葉、雑草	ごみ収集袋（90リットル以内）に入れること。
木材類	太さ10cm、長さ50cm以内に切断することとし、ごみ収集袋（90リットル以内）に入れるか、ひもで結ぶこと。 結ぶ場合は、束の直径25cm以内とすること。 ※破砕の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。 釘等は外すこと。
板材	厚さ6cm、長さ50cm、幅20cm以内に切断すること。結ぶ場合は、破砕の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。釘等は外すこと。
繊維類 (天然繊維に限る)	衣服、その他の繊維製品などで、資源化可能なものを除く。横断幕（バナー）、のぼり等の大きなものは、幅、長さとも2m程度に裁断すること。 ※化学繊維は廃プラスチック類として産業廃棄物となる。
厨芥類	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店、社員食堂等から排出される残飯、厨芥類 ・商店、事務所から排出される茶殻、残飯等 ・卸小売業から排出される野菜くず、魚介類等 ※焼却可能な大きさであること。 できる限り水分・油分を除去し、袋詰にする等、臭気や飛沫が外に流れださないようにすること。 冷凍されていないこと。
その他	理容店・美容院等から排出される毛髪等の事業系一般廃棄物



食べ残しは「一般廃棄物」、ペットボトルやプラスチックのお弁当ガラとかは「産業廃棄物」が正しいにや！

【※注意】

- 受入数量の制限はありませんが、ごみの減量化及び資源化に努めてください。
- 燃やせないごみ等不適正物が混入すると、**焼却炉の停止など重大なトラブルが発生する原因**となります。

受入しないもの
○産業廃棄物(次ページ参照) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第2条に定める20種類。産業廃棄物処理許可業者に依頼して、適正に処理をしてください。特に次の産業廃棄物は注意！ ※住居等の新築・解体に伴い排出される 木材、畳等 ※製造や流通などの事業活動に伴い恒常的に排出される 廃プラスチック類 （梱包用ビニール、発泡スチロール、PPバンド、プラスチック製品、プラスチックの型枠など） ※製造や流通などの事業活動に伴い排出される 金属くず （ボルト、ナット、鉄パイプなど）
○適正処理困難物 大型コピー機、スプリング入りマットレス・ソファ類、コンクリート製品、自動車、タイヤ、金庫、消火器、土砂、石、瓦、セメント製品、陶器類、石膏ボード類、タイル製品、ホーロー製品など
○家電リサイクル法対象品目等 ※家電リサイクル法指定4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機） ※資源有効利用促進法該当品目（パソコン、ボタン型乾電池、充電式電池） ※二輪リサイクルシステム対象品目（オートバイ（50cc含む。））

◆産業廃棄物とは◆

事業活動に伴って生じた廃棄物の中で、施行令第2条に定める20種類の廃棄物をいいます。

あらゆる事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鋳さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
排出する事業が限定されるもの	⑬紙くず(建設業に係るもの、パルプ・紙・紙加工製造業、新聞業、出版、製本業、印刷物加工業に係るものなど) ⑭木くず(建設業に係るもの、木材又は木製品製造業・パルプ製造業・輸入木材卸売業及び物品賃貸業に係るものなど) ⑮繊維くず(建設業・繊維工業に係るもの、天然繊維くずなど) ⑯動物系固形不要物(と畜場できつ又は解体で排出されたもの) ⑰動植物性残さ(食品製造業、医療品製造業、香料製造業で使用した動植物に係る不要物) ⑱動物のふん尿(畜産農業から排出されるもの) ⑲動物の死体(畜産農業から排出されるもの)
⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの(汚泥等のコンクリート固化物など)	

(2) 保管場所

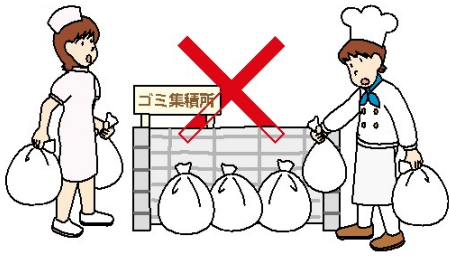
事業所から排出された廃棄物については、処理施設など他の場所に運搬されるまでの間、その事業所において保管基準を遵守して適正に保管してください。

廃棄物の種類	注意点
事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 法令では明確な保管基準はありませんが、法令に規定されている事業者の責務を遵守しつつ、適切な保管をすることとなります。
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(産業廃棄物保管基準)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。(廃掃法第12条第2項) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※産業廃棄物保管基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第8条参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保管要件を満たす場所で行うこと。(周囲に囲いが設けられている、見やすい箇所に要件を備えた掲示板を設けるなど) ②保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下浸透し、悪臭が発散しないような措置を講ずること ③保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。 ④石綿含有産業廃棄物については、他の廃棄物と混合しないよう仕切りを設ける等の措置を講じるとともに、飛散防止の措置(保管場所に覆いを設ける、石綿等廃棄物を梱包するなど)を講じること。 ⑤水銀使用製品産業廃棄物については、他の廃棄物と混合しないよう仕切りを設ける等の措置を講じること。 </div>

(3) 処理方法

事業系ごみは、

少量であっても、資源物であってもごみ集積所に出すことはできません。



**ごみ集積所に事業系ごみを出した場合、
不法投棄として罰せられます！！**

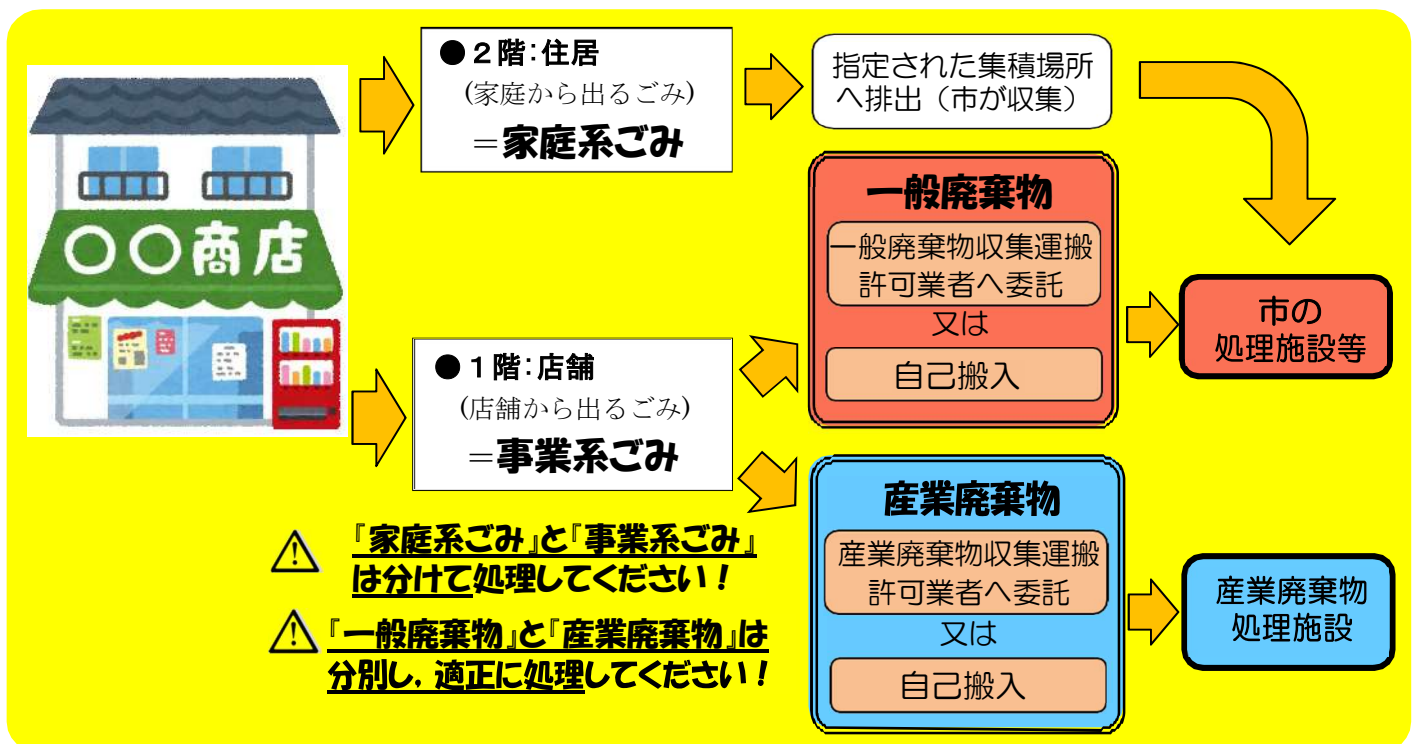
※廃掃法第25条第1項第14号より、
個人へは、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金また、法人に対しても3億円以下の罰金を併科

事業系ごみを家庭系ごみ集積所に排出し、摘発された事例

- ① 平成13年11月15日午前8時15分ころ、京都市下京区油小路通五条東入る北側路上に、不要になった産業廃棄物である廃プラスチック類と事業系一般廃棄物の入ったごみ袋2袋を投棄した。被疑者は、これまでも、一般家庭用のごみ出し日に継続して、会社から発生した廃棄物を投棄しており、市や警察の指導に従わなかったため、逮捕に至った。
- ② 平成18年6月4日午後10時から11時までの間に、京都市中京区毛皮展示販売会社が、事務所の掃除で出た書類や顧客名簿等ごみ袋19袋を、家庭系ごみの集積所に投棄した疑い。同年9月4日に堀川署は廃掃法違反容疑で書類送検した。

店舗兼住宅の場合には、家庭から出されるごみ（家庭系ごみ）と店舗から出されるごみ（事業系ごみ）に分けて、適正な処理をお願いします。

【店舗付き住宅の場合のごみ適正処理方法】



※自己搬入する際は、事前に搬入する施設に相談してください。

◆事業系一般廃棄物の処理方法◆

事業系一般廃棄物は、事業者自らが、高座クリーンセンターへ搬入するか、海老名市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください。

事業系一般廃棄物を搬入できる市の処理施設

種類	排出場所	搬入場所	住所	電話番号
資源化可能なものを除いた可燃ごみ	海老名市	高座クリーンセンター (高座清掃施設組合)	海老名市 本郷1番地の1	046 (238)2094

(注) 海老名市以外の地域のごみは受け入れません。



処理業者のお問合せ先

一般廃棄物収集運搬業許可業者及び一般廃棄物処分業者の名簿は、下記に掲載しています。
<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/wakekata/1003327.html>
 又は海老名市ホームページ「店舗・会社から発生するごみ (事業者のみなさんへ)」で検索してください。



自己搬入

高座クリーンセンターへ事業系一般廃棄物を直接搬入することも可能です。搬入に当たっては、車両の登録等の手続きが必要となります。詳細は高座清掃施設組合へご連絡ください。

環境プラザの施設見学

高座クリーンセンター内にある環境プラザでは、各種の市民活動に活用できる場を提供し、高座清掃施設組合の業務の認識向上、地域文化の発展及び福祉の増進に寄与することを目的とした施設です。一般廃棄物処理への理解を深めるためにも、ぜひ施設見学にお越しください。

詳細は、高座クリーンセンター環境プラザまで

TEL : 046-238-3172 <https://kouzakankyoplaza.jp>



◆産業廃棄物の処理方法◆

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。事業者が自社処理する場合は、「産業廃棄物処理基準」を、処理を委託する場合は「産業廃棄物処理委託基準」をそれぞれ遵守してください。

なお、産業廃棄物の処理を委託する場合には、「収集・運搬業者」、「処分業者」それぞれと別個に委託契約を書面で交わす必要があります。（収集運搬と処分を同一業者に委託する場合は、1つの契約書でも構いません。）

【参考】

委託契約の注意事項

- ・委託契約書には、処理業者の許可証の写しを添付する必要があります。当該許可証に委託する廃棄物の品目が記載されていることを確認してください。
- ・許可を有していない者に廃棄物の処理を委託してはいけません。違反した場合は排出事業者も罰則の対象となりますので、注意してください。

優良産廃処理業者認定制度

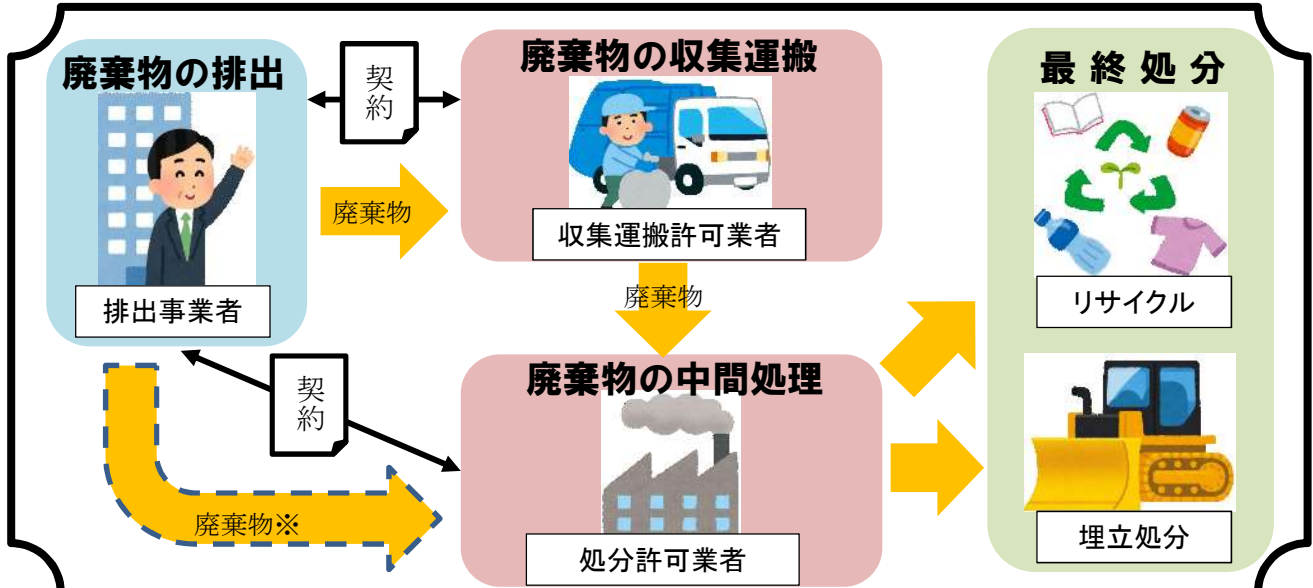
- ・遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しているなど、通常よりも厳しい基準をクリアした処理業者を都道府県や政令市が認定しています。処理業者選定の参考にしてください。
- ・詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f473/>

（公社）神奈川県産業資源循環協会 Tel：045-681-2989



委託契約と産業廃棄物の流れ



※中間処理施設に直接持ち込む場合の廃棄物の流れ

産業廃棄物管理票（マニフェスト）

排出事業者は、自ら排出した産業廃棄物が不法投棄など不適正な処理がされないよう、マニフェストを交付し、収集・運搬業者又は処分業者に委託した当該廃棄物の処理の流れを自ら把握しなければなりません。

※電子マニフェストの普及

マニフェストには、紙マニフェストと電子マニフェストの2種類があり、電子マニフェストは、紙マニフェストと比べ、事務作業の効率化など多くのメリットがあります。

詳細は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターへ Tel：0800-800-9023

5 事業系ごみの分け方

(1) 基本的なごみの分け方

次の5ステップで上手にごみの分別ができるようになります。事業系ごみは捨てるのにはコストがかかるため、しっかり分別することでコストダウンにもつながります。

STEP1. 排出される廃棄物を把握する。

まず、事業所からどのようなごみが出るのか把握しましょう。



どんなごみがあるかにゃ～？

STEP2. 産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分ける。

出されるごみが産業廃棄物なのか、事業系一般廃棄物なのか区別しましょう。



分別については、P7の「事業系ごみについて」やP21「事業系ごみ分別一覧表」を確認するにゃ！

STEP3. 分別しやすい環境をつくる。

ごみの種類ごとに（可燃ごみ、資源化できる紙類など）それぞれのごみ箱を設置し、具体的にごみを掲示すると分かりやすくなります。作業場等の状況に応じて、さらに一工夫してみるとなお良いです。



色分けや挿絵があると、分別の間違いも減ってよいにゃ！



STEP4. 集積所をごみの種類ごとに区分けする。

集積所内をごみの種類ごとに区割りすることや看板などでごみの種類をわかりやすくし、どこに何が保管されているかを明確にしましょう。それにより、ごみの運搬間違いを防ぎます。



P19にある海老名市内の事業者の取組も参考にするとよいにゃ！



STEP5. 収集運搬の委託業者にアドバイスを受ける。

委託業者のアドバイスを受けることで、より排出しやすい環境を整えることや、分別がわかりやすくなるような工夫を知ることが可能となります。



思い切って相談してみるにゃ！！



(2) 生ごみを減らそう！

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）では、食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等の促進を目指しています。



また、令和元年10月1日には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国の方針等を踏まえた食品ロス削減のための取組の強化も進める必要が出てきています。

【食品ロス削減を推進のためにできる各事業者の内容】

○在庫管理による未利用食品廃棄の抑制

在庫と発注のバランスを確認することで、未利用食品廃棄の抑制が図られるだけではなく、経費（過剰発注に係る費用+廃棄に係る費用）の削減にもつながります。

最近では、システム導入による在庫管理の自動化なども進んでいます。



○フードバンクの活用



賞味期限が近い食品や規格外の食材など、まだ十分に食べられるのに余ってしまっている食品を寄贈してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動です。

これら食品を集めて配布をしている団体もあり、寄贈することで食品廃棄物の削減が図られるだけではなく、食品を必要としている人々への支援にもつながります。

○フードシェアリングサービスの導入

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、インターネットを活用した商品の注文に注目が集まっています。IT関連事業者と飲食店などが連携して、廃棄になる前の食品を定価より安く販売する「フードシェアリングサービス」を展開することで、食品廃棄の削減や売上げの増加につなげることができます。



日本国内における食品ロスは年間約 523万トン（2021年度推計）出されているという推計が出ているよ。これは、国民一人当たりに換算すると“お茶碗約 1 杯分の食べ物”が毎日捨てられていることになるんだって。ちなみに事業系の食品ロスは、年間約 279万トン（2021年度推計）というデータが出ていて、事業系の食品ロス削減は重要な課題なんだ。



【取組のためのポイント】

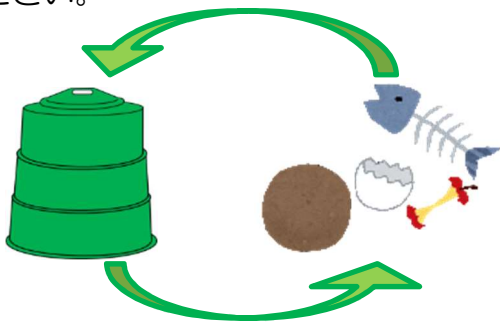
1 生ごみの発生量を把握

再生利用等の取組については優先順位が設けられています。事業者の皆様は、事業場における生ごみの発生量を把握するとともに、生ごみの発生抑制に努めてください。

2 取組の優先順位に基づく検討

取組の優先順位は、以下の流れが基本になると考えられます。

事業者ごとに優先順位が変更されたり、新たな項目が追加されたりしますので、自身にあった優先順位の作成に努めてください。



《取組の優先順位例》

① 製造、流通、消費の各段階で食品廃棄物そのものの**発生を抑制する。**

② 再資源化できるものは飼料や肥料などへの**再生利用を行う。**

③ 再生利用が困難な場合に限り**熱回収をする。**

※当該食品循環資源の再生利用が可能な施設が半径75km圏内になく、得られる熱または電気の量が1トン当たり160MJ以上（廃食用油等の場合は1トン当たり28,000MJ以上）である場合にのみ実施できます。（環境省）

④ 再生利用や熱回収ができない場合は、脱水・乾燥などで**減量**して適正に処理がしやすくする。

3 生ごみ処理機の活用

④の食品廃棄物の脱水・乾燥を行いやすくするため、生ごみ処理機を活用する方法があります。海老名市では、生ごみ処理機の貸出や購入費の補助を市内事業所向けに行っています。積極的に活用していただき、ごみの減量化を促進してください。

《家庭用生ごみ処理機貸出事業》

貸与対象者	市内事業所
貸与回数及び期間	年度内2回まで、1回当たり最大3か月
貸与台数	1事業所3台まで
貸与機種	パナソニック社製 家庭用生ごみ処理機（処理量最大2kg）
その他	アンケート調査への協力

《生ごみ処理機補助事業》

電動式生ごみ処理機 購入額の3/4で、上限5万円 [1事業所3台まで]

非電動式生ごみ処理機 購入額の3/4で、上限2万5千円 [1事業所2台まで]

また、中小企業振興支援事業として、業務用生ごみ処理機の設置補助も行っております！

業務用生ごみ処理機 購入・施工費用の3/4で、上限100万円 [1事業所1台]

※総事業額50万円以上のものに限る。



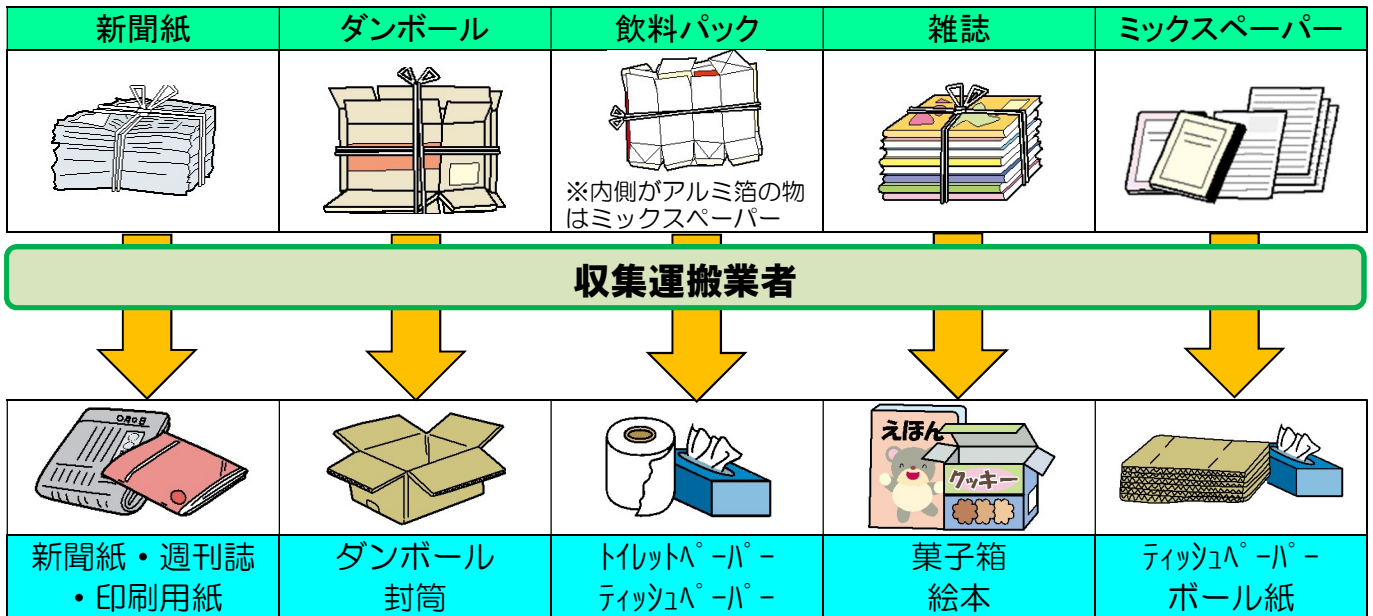
(3) 資源物の分別

資源化を推進すると、ごみの減量化が進むだけではなく、ごみ処理経費の削減などの効果が期待できます。以下で、一例を示しますので、参考にしてください。

【紙類の資源化】

紙類は資源の宝庫です。種類は多いですが、しっかりとした分別で資源化が促進されます。

※資源化例



【廃プラスチック類の資源化】

ペットボトルや容器包装プラスチックなどの廃プラスチック類は、全て産業廃棄物となります。事業系一般廃棄物ではありませんので、高座クリーンセンターへ搬入することはできません。廃プラスチック類は、可燃ごみに混入しやすいので、捨てる場所をキッチリ分けるなどの取組みをお願いします。

※可燃ごみに混入しやすいものの例



いろんなプラスチックが混ざってるにゃ！？
高座クリーンセンターでは、混入のチェックをしているから、混ざらないよう気を付けるにゃ！

【金属類の資源化】

リサイクルができるものの代表的な物です。「金属くず」は産業廃棄物に該当しますので、分別しつつリサイクルをお願いします。中が汚れた缶などはリサイクルができない場合がありますので、排出前に必ずきれいにしてください。

また、金属によっては売却できるものもあります。収集運搬業者や処理業者へご相談ください。



水などでゆすぐにゃ！

6 自治体への報告書類について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した者や廃棄物を多量排出する事業者は、次のような報告書を提出する義務があります。産業廃棄物に関する提出先は神奈川県、一般廃棄物は海老名市になります。ご確認の上、速やかなご提出をお願いいたします。

（1）事業系一般廃棄物関係

事業系一般廃棄物減量化等計画書

海老名市では、前年度において毎月1 t以上又は年12 t以上の事業系一般廃棄物を排出した事業所を多量排出者と定めています。該当する事業所は指示を受けた日から30日以内に「一般廃棄物減量化等計画書（以下「計画書」という。）」を提出しなければなりません。（条例第11条第2項、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）第13条第1項、第2項）

【多量排出者の義務】

1 指示(条例第11条第1項)

市から多量排出者に対し、事業系一般廃棄物の減量化等を図るよう減量化等計画書を送付。多量排出者は、減量化等の実施策を検討し、減量化等計画書を作成する。



2 一般廃棄物減量化等計画書の提出(条例第11条第2項、規則第13条第2項)

多量排出者は、作成した減量化等計画書を、指示（減量化等計画書が送付された日）から30日以内に市に提出する。



3 協議(条例第11条第2項)

市と多量排出者は、提出された減量化等計画書を基に、事業系一般廃棄物を「いつまで」、「どのように」減量化等するか協議を行う。



4 勧告(条例第12条)

協議後も減量化等が行われていない状況が継続するときは、市は、多量排出者に対し、改善等の措置を講ずるよう勧告を行うことができる。



訪問調査

多量排出者に該当している事業所については、計画書に基づいてごみの減量が進められているかを確認するため、定期的に訪問調査を実施します。



(2) 産業廃棄物関係

産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)とは、産業廃棄物の処分までの流れを把握するため、産業廃棄物の処理(運搬又は処分)を他に委託する際に排出事業者(中間処理業者を含む)が交付するものです。

産業廃棄物の処理を委託する場合には、マニフェストを交付しなければなりません。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した者は、毎年6月30日までに前年度のマニフェストの交付状況に関して報告書を作成し、神奈川県知事に提出しなければなりません(廃掃法第12条の3第7項)。なお、電子マニフェストを利用している場合は、この報告は必要ありません。

●詳しくは下記神奈川県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f4463/p12920.html>



多量排出事業者

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、計画年度の6月30日までに神奈川県知事に報告しなければなりません。また、計画の実施については、翌年度の6月30日までに報告しなければなりません。(廃掃法第12条第9項及び同条第10項)

多量排出事業者とは

事業活動に伴い多量の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)を生ずる事業場を設置していて、次の基準を満たす事業者が多量排出事業者の対象となります。

- ・ 産業廃棄物 : 合計1,000トン以上
- ・ 特別管理産業廃棄物: 合計 50トン以上

罰則

廃掃法第33条第2号及び第3号の規定に基づき、処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者及び実施状況を報告せず、又は虚偽の報告をした者については、20万円以下の過料が課されます。

●詳しくは下記神奈川県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/index.html>



7 取組事例、分別内容等

事業所名:(株)中村屋 神奈川工場

(1) 分別しやすい環境づくり

集積所内の詳細なマップの作成や、廃棄場所ごとに分別区分を大きく表示することで、置場が一目でわかるようにしています。



(2) 分別表記の工夫

ごみ箱ごとに、捨てる方法や捨てていいもの、悪いものを表記することで、分別間違いを防いでいます。



(3) 分別意識の徹底

分別の区分が不明なもののために「捨てる場所が分からない物ボックス」を設置したり、廃棄物の所管部署を明確化し周知することで、より分別の徹底を促しています。



事業所名:海老名総合病院

分別しやすい環境づくり

明確な表示及び間仕切りを設置することで、正確に分別して保管できるようにしています。



事業所名:ららぽーと海老名

責任の明確化

複合施設という側面から、店舗の特定をやすくすることで廃棄物への責任を持つような取り組みをしています。また、計量システムを導入し、品目と排出量の明確化を図るとともにごみ量の増減が目に見えるようにしています。



【参考】事業系ごみ分別一覧表

※「産廃」：産業廃棄物、「一廃」：事業系一般廃棄物

※表にないものが発生する場合があります。法令に従い適正処理をお願いします。

区分	ごみの種類(一例)	業種	処理【分別の種類】		
			産廃	一廃	
紙くず	ダンボール、壁紙、パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍、新聞紙など	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、製本業、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業（印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、印刷物加工業	○		
	ダンボール	上記以外の全事業所		○	
	新聞紙、折込チラシ			○	
	雑誌、カタログ、コピー用紙、封筒、トイレットペーパーの芯、チラシ、紙袋など				○
	紙パック容器 ※牛乳・ジュース等の内側が白い容器				○
	レシート、紙コップ、感熱紙、カーボン紙、シール及び台紙など				○
木くず	型枠、足場材、木造解体材、伐採材、建具工事等の残材、残材（板切れ）、チップ、おがくず、木製製品（机・テーブル・椅子・看板等）など	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、木材・木製品製造業（家具製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業から生じた木くず・木製家具など	○		
	残材（板切れ）、チップ、おがくず、木製製品（机・テーブル・椅子・看板等）など	上記以外の全事業所		○	
	木製パレット（パレットへの貨物の積付けのために用いたこん包用の木材を含む）	全事業所	○		
	街路樹や庭木の剪定枝など	全事業所		○	
繊維くず	ウエス、縄、ロープ類など ※木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずに限る	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）	○		
	ロープ類、作業着、シャツ、タオルなど（綿・麻製）	上記以外の全事業所		○	
	ウエス、縄、皮製品、織り羽毛の入った製品（布団・座布団等）など			○	
動物系固形不要物	解体等をした獣畜や食鳥処理をした食鳥に係わる固形状の不要物	と畜場、食鳥処理場など	○		
動植物性残さ	原料として使用した動植物に係わる不要物（のりかす、醸造かす、魚・獣のあらなど）	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業	○		
	生ごみ（魚や獣のあら・野菜くず等の調理くず・客の食べ残し等）、賞味期限切れ等の製品くずなど	上記以外の全事業所		○	
動物のふん尿	動物のふん尿	畜産農業（酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業など）	○		
		上記以外の全事業所		○	

区分	ごみの種類(一例)	業種	処理【分別の種類】	
			産廃	一廃
動物の死体	動物の死体	畜産農業(酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業など)	○	
		上記以外の全事業所		○
燃え殻	活性炭、焼法炉の残灰などの各種焼法かす(焼却灰)など	全事業所	○	
	たばこの灰、吸い殻など	全事業所		○
汚泥	工場排水処理や製造工程で生ずる汚泥、道路側溝の汚泥など	全事業所	○	
廃油	天ぷら油やグリスなど ※鉱物性油や動植物性を問わない全ての油	全事業所	○	
廃酸	写真定着液などの全ての酸性廃液	全事業所	○	
廃アルカリ	写真現像液、金属石けん液、自動車用不凍液などの全てのアルカリ性廃液	全事業所	○	
ゴムくず	天然ゴムくず ※合成ゴムは「産廃(廃プラスチック類)」	全事業所	○	
鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど	全事業所	○	
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴い生じたコンクリートの破片、レンガの破片など	全事業所	○	
ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設又は産業廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたばいじん	全事業所	○	
廃プラスチック類	飲食用・調味料用ペットボトル、プラスチック製の事務用品・部品容器・弁当容器・カップ麺容器、発泡スチロール等の緩衝材類、ビニール梱包(ビニール袋、おしぼりの袋・貨幣の梱包等)、PPバンド、ラミネートフィルム、タイヤ、農業用ビニールなど ※合成樹脂・合成ゴムくず等の合成高分子化合物を含むもの	全事業所	○	
金属くず	飲料用の缶、刃物類、スプレー缶、金属製の事務机・椅子、一斗缶、金具類、針金、不要になった金属や研磨・切削くずなど	全事業所	○	
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	飲料用のびん、ガラス製品(皿・コップ・蛍光灯・電球・調味料の容器など)、陶磁器類(湯呑み・植木鉢など)、タイル、瓦、石膏ボードなど	全事業所	○	
上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの			○	

利用客用のごみ箱内の廃棄物についても
分別徹底をお願いします。

利用客が出したごみであっても、それが事業に伴って出たものであれば、事業系ごみです。

【参考】その他の廃棄物の処理方法

【家電リサイクル法指定4品目】

対象品目：テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

※業務用機器については、家電リサイクル法の適用はありません。法令に従って処分してください。業務用機器かどうか不明な場合は、家電リサイクルセンター（Tel：0120-31-9640）にご相談ください。

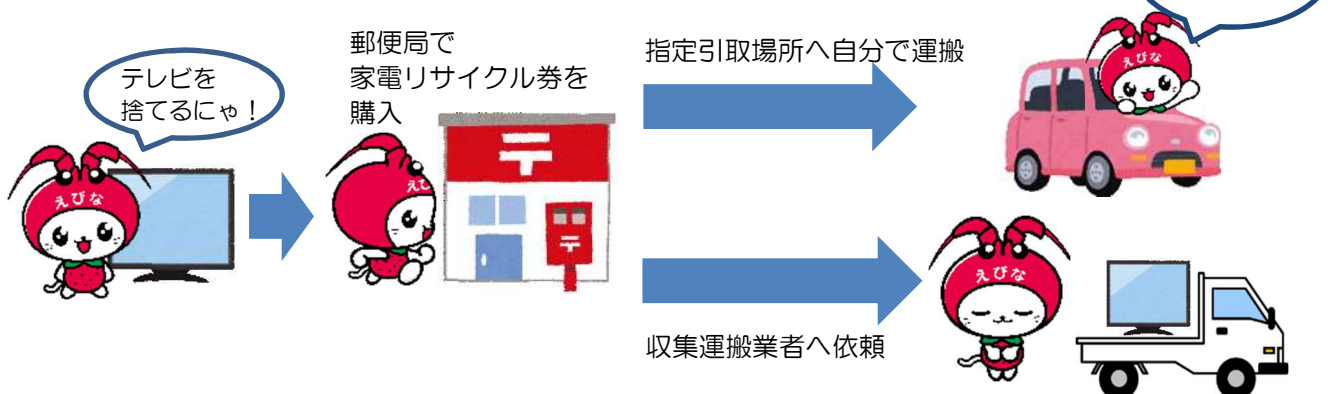
処理手順

まずは、買い替えをした店舗や過去に製品を購入した店舗で引き取りをするか相談！
それ以外の場合は、以下の手順で処理をしてください。

STEP 1：郵便局で家電リサイクル券を購入

STEP 2-1自分で運搬できる場合：指定引取場所まで運搬する。

STEP 2-2自分で運搬ができない場合：収集運搬業者へ依頼する。



指定引取場所

●トナミ首都圏物流(株)湘南流通センター…海老名市門沢橋6-8-41

Tel：046-237-2021

※指定引取場所は変更になる場合があります。必ずホームページ等確認してください。

【パソコン】

対象品目：パソコン（デスクトップ、ノート）、パソコンディスプレイ

処理手順

●メーカーがわかる場合

各メーカーによる直接回収。メーカーにお問い合わせください。

●メーカーがわからない、自作パソコンなどの場合

産業廃棄物として処分してください。

※その他詳細は、パソコン3R推進協会（Tel:03-5282-7685）にご相談ください。



【二輪車】

対象品目：二輪車（原動機付自転車、中型・大型自動二輪車）

処理手順

国内メーカー等が国内で販売したバイクは「二輪車リサイクルシステム」で処分します。
（二輪リサイクルコールセンター（Tel:050-3000-0727））

二輪リサイクルシステム対象車種（2022年10月1日現在）

HONDA（国内販売車両）、YAMAHA（国内販売車両）、SUZUKI（国内販売車両）、
Kawasaki（国内販売車両）、DUCATI、BMW Motorrad、HARLEY-DAVIDSON

※各参加事業者が正規販売している車両に限られます。（並行輸入車両等、参加事業者以外が販売した車両は引き取り出来ません。）
詳細や最新情報は、自動車リサイクル促進センターホームページ又は各参加事業者にご確認ください。

【ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池】

対象品目：コイン式・ボタン式電池、充電式電池など

処理手順

資源有効利用促進法に基づき、製造メーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいます。
その他詳細は、一般社団法人JBRC（TEL：03-6403-5673、03-4570-1311（自動音声電話受付））（<https://www.jbrc.com/>）にご相談ください。

注意事項

充電式電池（リチウムイオン電池）などが発火し、火災となる
ケースが増加しております。



排出に当たっては、

- ①しっかりと分別を行い、火気の近くで保管をしない。
- ②引き渡し時に、充電式電池が含まれていることを説明する。
などの取組みをお願いします。

※市のYouTubeで、リチウムイオン電池を使用している製品等の危険性に関する動画を公開中！
<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/wakekata/1013037.html>



【PCB廃棄物】

対象品目：変圧器、コンデンサー、蛍光灯の安定器など



変圧器



コンデンサー



業務用・施設用蛍光灯の安定器



※PCB（ポリ塩化ビフェニル）

電気絶縁性に優れているため、変圧器、コンデンサー安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されてきましたが、人体に有害であることが判明し、現在製造や新たな使用は禁止されています。

処理手順

STEP1：PCBが含まれている製品であるか事業者で確認

※通電中の機器は大変危険ですので、必ず電気保安技術者に依頼してください。

STEP2：PCBが含まれている製品を所有していることが確認できたら、処理までの間の保管の届出を行う。

◎県央地域県政総合センター環境部（厚木市水引2-3-1（県厚木合同庁舎）TEL：046-224-1111）

STEP3：PCB廃棄物収集運搬業者へ連絡し、処理の依頼を行う。

◎PCB廃棄物収集運搬業許可業者一覧（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f5030/index.html>）

注意事項

- ①法律により処理期限が定められています。
（期限が過ぎると事実上処分ができません。）
東京事業エリア

環境省 ポリ塩化ビフェニル
(PCB)早期処理情報サイト



低濃度PCB廃棄物

変圧器・コンデンサー等

令和9年3月31日

- ②期限までに処理をしないと罰則が科されます。

PCB特措法第33条第1号により、3年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはこれらの併科となります。

【事業系ごみQ&A】

Q 1 お客に提供した食品等のごみ処理はどのようにすればよいですか？

A 1 ごみとして処分する前に、食べ残し等の食品廃棄物等が発生しないような取組を行うなど、発生抑制に取り組んでいただき、それでも発生したごみについては、厨芥類（生ごみ等）や割りばしなどは一般廃棄物へ、廃プラスチック類については産業廃棄物として処理をお願いします。

Q 2 従業員個人のごみなら、ごみ集積所に出してもよいですか？

A 2 事業所から排出されるごみは、新聞、吸い殻、飲食物、弁当容器などの従業員個人のごみであっても、事業系ごみになります。家庭ごみの集積所へは出せません。事業系ごみとして適正に処理してください。

Q 3 事業系ごみを自己処理するため、自社敷地内で焼却や埋め立てをしてもよいですか？

A 3 廃掃法では、許可のない焼却や埋め立てを禁止しており、違反した場合は処罰されます（5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、法人に対しては更に3億円以下の罰金を併科）。ごみ（廃棄物）は、許可なく焼却や埋め立てを絶対に行わず、適正に処理してください。

Q 4 今まで一般廃棄物と一緒に処理してきた産業廃棄物を別に処理すると、手間やコストがかかるので何らかの補助はしてもらえないか？

A 4 廃掃法では、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正処理しなければなりません。国・自治体の補助等はありませんので、法令に基づいた適正処理をお願いします。

Q 5 一般廃棄物と産業廃棄物が一体となっている物（＝複合物）は、どのような区分になりますか？

A 5 一般廃棄物と産業廃棄物が一体となっているものは、可能な限り分けていただき、分けることが困難な物については、成分比の大きい方の区分で処理をしてください。また、収集運搬を依頼している業者に相談する方法もあります。

Q 6 チラシが入っていたり、街中で見かけたりする不用品回収業者に処理を依頼してもいいのですか？

A 6 事業系ごみの収集運搬・処分を行うためには、廃棄物処理業の許可が必要です。不用品回収業者の中には、許可を持たずに回収を行っている場合があります。依頼をする際には、事前に必要な許可を有しているか確認を行ってください。

回収を依頼したごみが不法投棄などの不適正処理がされた場合、排出者にも責任が及びます。ご注意ください。

◎事業系一般廃棄物処理業許可一覧

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/wakekata/1003327.html>
又は市ホームページ「店舗・会社から発生するごみ（事業者のみなさんへ）」で検索



◎産業廃棄物処理業許可一覧

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f5654/index.html>



Q 7 少量しか事業系ごみが出ない場合、許可業者への委託料金を抑えるいい方法がありますか？

A 7 委託料金を減らすためには、ごみの量を減らすことが重要であり、減量化やりサイクルの取組等を実践することが大切です。

委託料金については、テナントビルや商店街等、まとまった事業所数の単位で許可業者と契約すると、経済的な場合があります。また、許可業者によってはパッケージ料金を用意している所もあります。許可業者へご確認ください。（排出量に応じた処理費と収集運搬費がかかりますが、少量排出事業者向けに有料袋購入方式で実施しているところもあります。）

Q 8 この冊子のデータが欲しい。

A 8 以下のホームページにデータがありますので、そちらをご覧ください。

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/wakekata/1003327.html>
又は海老名市ホームページ「店舗・会社から発生するごみ（事業者のみなさんへ）」で検索

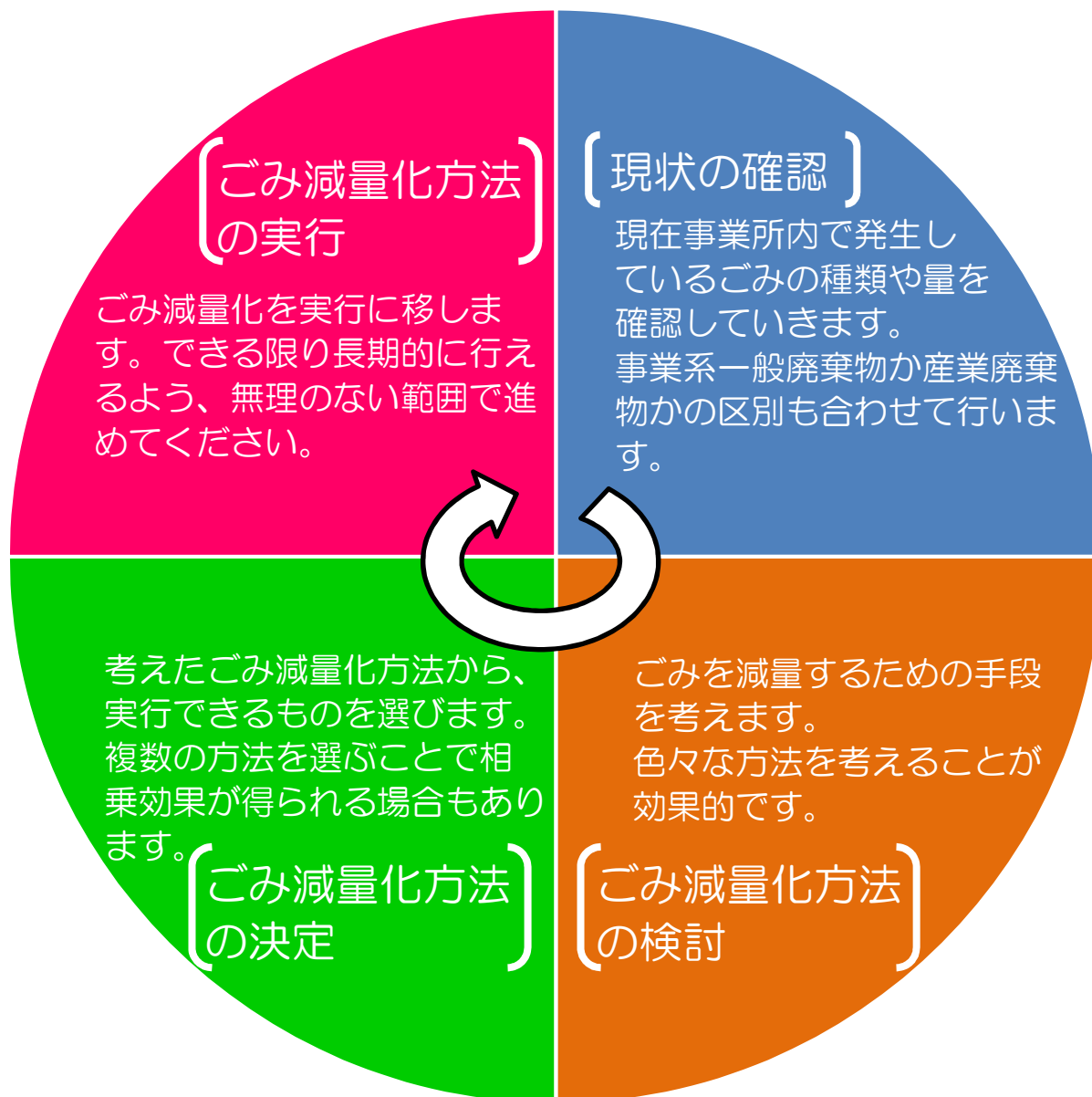


8 まとめ

【実践してみましょう！】

次のサイクルを意識しつつ、

常に取組の精度を高めることで事業系ごみの減量は進みます。



ごみ減量化方法を実行に移したら、また現状と課題の確認をしつつ、ごみの減量を進めていくこととなります。

ごみ減量化を効率よく進めるためには、以下の点が重要となります！

- ◎ **ごみに対する知識**
- ◎ **分別のための環境づくり**
- ◎ **許可業者や自治体からのアドバイス**

事業者の皆さんの協力無くして、
事業系ごみの減量化・適正排出
はありえません！

引き続き、ご協力をお願いします。



【メモ】

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for taking notes. The box is outlined in black and occupies most of the page below the header.

■ お問い合わせ ■

海老名市経済環境部環境政策課

電話 046-235-4923 (直通)

FAX 046-233-0346 (直通)

メール kankyou@city.ebina.kanagawa.jp

令和5年10月版